

大阪府障がい者サポートカンパニー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府障がい者サポートカンパニー制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 障がい者の雇用や就労支援を積極的に実施する企業及び団体等を「大阪府障がい者サポートカンパニー」(以下「登録企業」という。)として登録し、その取り組みを広く府民に周知を図り、府と事業者が協力して障がい者の就労支援並びに障がい者の雇用を一層拡大することを目的とする。

(大阪府の取組)

第3条 大阪府知事(以下「知事」という。)は、次の各号の取組を通して大阪府障がい者サポートカンパニー制度の普及啓発に努める。

- (1) 登録企業への大阪府障がい者サポートカンパニーロゴマーク(以下「ロゴマーク」という)の交付とその積極的な使用。
- (2) 登録企業の障がい者雇用等に関する取組をホームページやその他の広報媒体による情報発信。
- (3) 大阪府が取り組む障がい者施策や就労促進に関する情報発信。

(登録企業の取組)

第4条 登録企業は、次の各号の取組を通して大阪府障がい者サポートカンパニー制度の普及啓発に努める。

- (1) ロゴマークを会社案内や名刺等に使用する等の普及啓発。
- (2) 自らが取り組む障がい者雇用や就労促進に関する情報発信。
- (3) その他、大阪府が実施する障がい者の雇用又は就労支援施策の協力。

(登録の要件)

第5条 知事は、別に定める要件を満たしている事業者を「大阪府障がい者サポートカンパニー」として登録することができる。

- 2 知事は、前項の要件を満たしている事業者がさらに別に定める要件のいずれかに該当している場合に「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」として登録することができる。

(登録の申請)

第6条 前条の登録を受けようとする事業者(就労継続支援A型事業所を除く)は、「大阪府障がい者サポートカンパニー登録申請書(様式第1号)」に次の書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 事業の概要がわかる書類。
 - (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に基づく報告義務がある事業者は、登録申請日の直前に国へ報告した障害者雇用状況報告書の写し。
 - (3) その他、知事が必要とする書類。
- 2 前条の登録を受けようとする就労継続支援A型事業所は、「大阪府障がい者サポートカンパニー登録申請書（様式第2号）」に次の書類を添えて、知事に提出するものとする。
- (1) 事業の概要がわかる書類。
 - (2) 指定書の写し。
 - (3) その他、知事が必要とする書類。

（登録の決定）

- 第7条 知事は、事業者から提出された申請書の内容を審査し、第5条第1項の登録をするときは「大阪府障がい者サポートカンパニー登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）」を登録企業に交付するものとする。また、第5条第2項の登録をするときは、「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業登録証（様式第4号。以下「優良企業登録証」という。）」を登録企業に交付するものとする。
- 2 知事は前項の審査のため、当該事業者に現地調査を求めることができるものとする。
- 3 登録の有効期限は、登録日から起算して2年を経過した日以降における最初の3月31日までとする。

（登録の更新）

- 第8条 登録企業が登録の更新を希望するときは、有効期限日の6か月前から10日前までの間に、申請を行うものとする。ただし、有効期限の10日前が閉庁日であるときは、翌開庁日までとする。
- 2 前項の手續等については、第6条及び前条を準用する。

（登録の変更）

- 第9条 登録企業は、次の各号に該当するときは、「大阪府障がい者サポートカンパニー変更届（様式第5号）」により変更の届けを提出しなければならない。
- (1) 事業者の名称
 - (2) 所在地
 - (3) 代表者

（登録の辞退）

- 第10条 知事は、登録企業から「大阪府障がい者サポートカンパニー登録辞退届（様式第6号）」により、登録辞退の届けがあったときは、これを受領するものとする。
- 2 登録を辞退する事業者は「登録証」または「優良企業登録証」を知事に返還しなければならない。

(登録の取消し)

第11条 知事は、登録企業が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取消すことがある。

(1) 第5条第1項の要件に該当しないことが明らかになったとき。

(2) その他登録企業として適当でない事由が生じたとき。

2 知事は、前項に基づき取消すときは、登録企業に通知する。

3 登録を取消された事業者は「登録証」または「優良企業登録証」を知事に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

この要領は、平成28年11月16日から施行する。

この要領は、平成30年8月1日から施行する。